法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一　法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨 二　第五条の四第三項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合	一　法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨 二　第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日
第五条の二第一項の申請書の提出があった場合	第五条の二第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第五条の三第一項の申請書の提出があった場合	第五条の三第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第五条の三第四項の通知をした場合	一　第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二　第五条の三第四項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額 三　第五条の三第五項の規定により設立団体の長が指定した期日 四　第五条の四第二項の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項

（資本金の減少に係る通知及び報告）

第五条の六　設立団体の長は、法第四十二条の二第四項の規定により地方独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかったものとされ、地方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとする。

第十四条第一項中「第五条第二号」を「法第四十二条の二第四項並びに第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項並びに第五条の四第三項及び第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員退職手当法施行令及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第七条第三項

二　地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第五条

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項第三号、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第五条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号及び第百六条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員　特定個人情報保護委員会委員長及び委員」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、六五七人」を「一三、六五九人」に改め、同表総務省の項中「五、二一八人」を「五、二一六人」に改め、同条第二項の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

特定個人情報保護委員会	二人　事務局の職員の定員とする。

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第三条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「警察庁」の下に「、特定個人情報保護委員会」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「及び同法第六十三条第一項に規定する局長」を「並びに同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長」に改める。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「沖縄総合事務局」を「沖縄総合事務局　特定個人情報保護委員会に置かれる事務局」に改める。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　新藤　義孝